



サーキュラーエコノミー関連の最近の動向

2023年5月15日

環境省
リサイクル推進室



製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景



- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	<p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。 	 <p><付け替えボトル></p>
販売・提供	<p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 	 <p><ワンウェイプラスチックの例></p>
排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	<p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。
	<p>【排出事業者の排出抑制・再資源化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 	

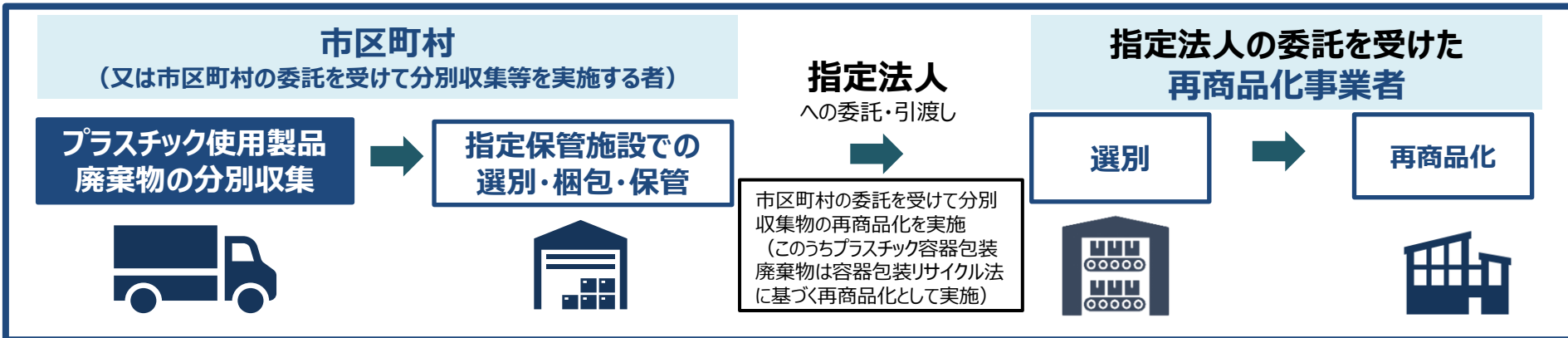
<プラスチック資源の例>

<店頭回収等を促進>

↓: ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

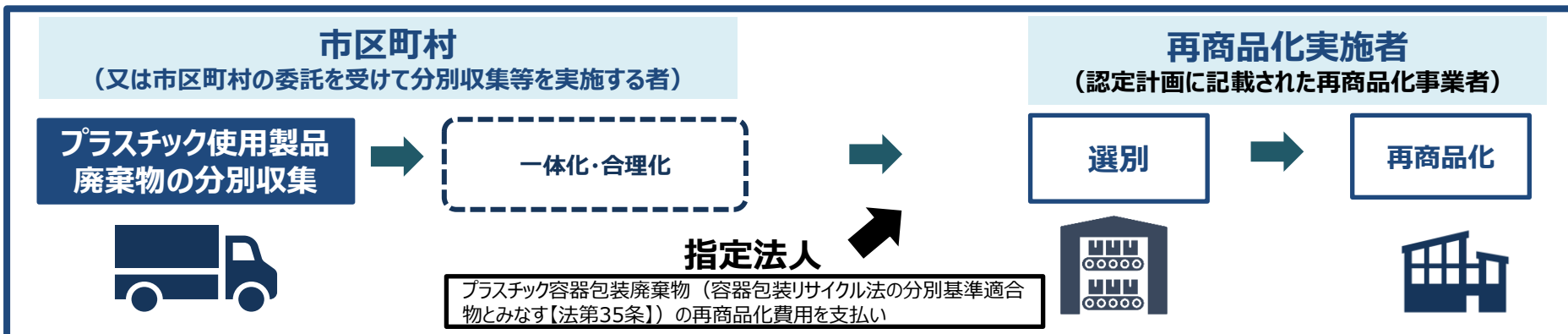
① 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は**分別収集物の基準**及び**手引き**に従って分別収集・再商品化する必要がある。

② 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になる。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要がある。

再商品化計画（法33条）の認定事例について

これまでの認定事例

市町村名 (認定日)	計画期間	分別収集物		収集、運搬 又は処分を行うもの	再商品化 製品
		種類	量(ト/年)		
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1～ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物	13,104	J&T環境株式会社 (仙台市内)	ペレット等
		それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	1,456		
		合計	14,560		
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1～ R8.3.31 (2年3か月)	プラスチック容器包装廃棄物	1,173	株式会社富山環境整備 (富山県富山市)	ペレット等
		それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	250		
		合計	1,423		
神奈川県 横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1～ R8.3.31 (3年間)	プラスチック容器包装廃棄物	3,868	株式会社TBM (横須賀市内)	ペレット
		それ以外のプラスチック使用製品廃棄物	318		
		合計	4,186		

※量 (ト/年) : 再商品化計画期間平均値

出典) 仙台市HP

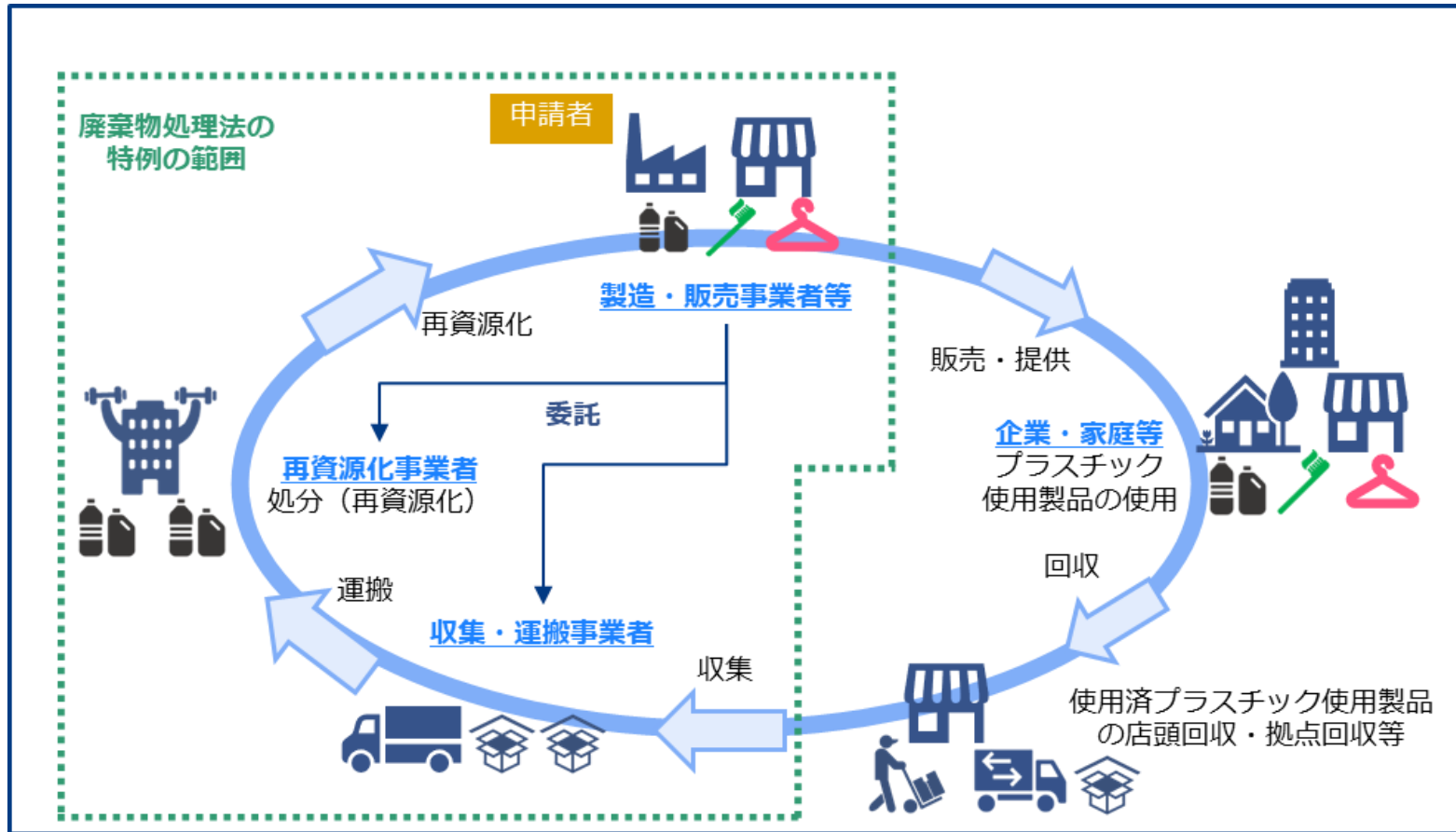
宮城県仙台市



製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定（法39条）

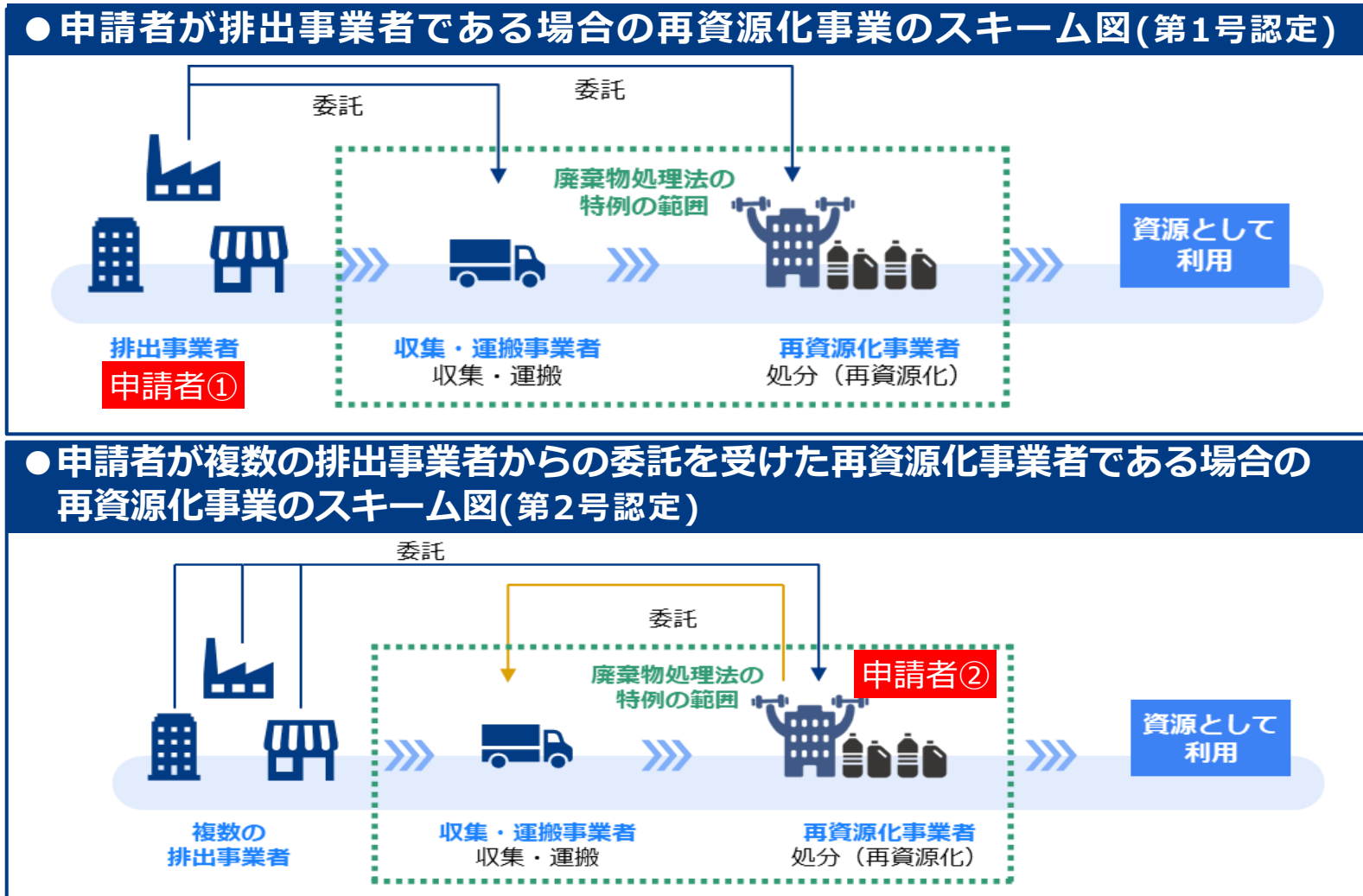
- プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



排出事業者による再資源化事業計画の認定（法48条）

- ①排出事業者、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者 が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。



自主回収・再商品化事業計画、再資源化事業計画の認定事例

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画（法39条）

プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

事業者名 (認定日)	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種類	量(トン/年)	製品	利用先
緑川化成工業(株) (R5.4.19)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	使用済アクリル板	100	再生アクリルペレット	アクリルシート製造業者

排出事業者による再資源化事業計画（法48条）

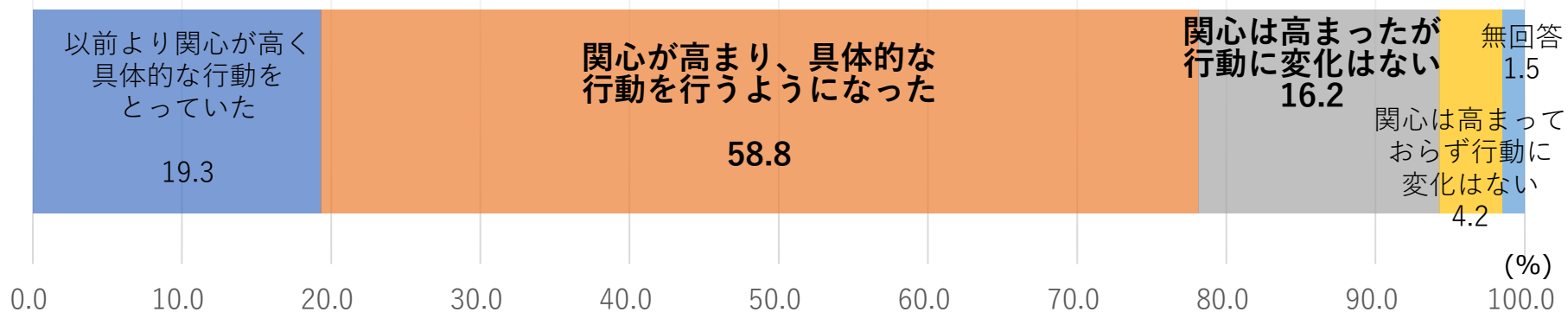
①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

事業者名 (認定日)	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種類	量(トン/年)	製品	利用先
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号認定	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等） (計)	360 280 640	PE・PPペレット PE・PP混合減容製品	パレット製造業者
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号認定	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー

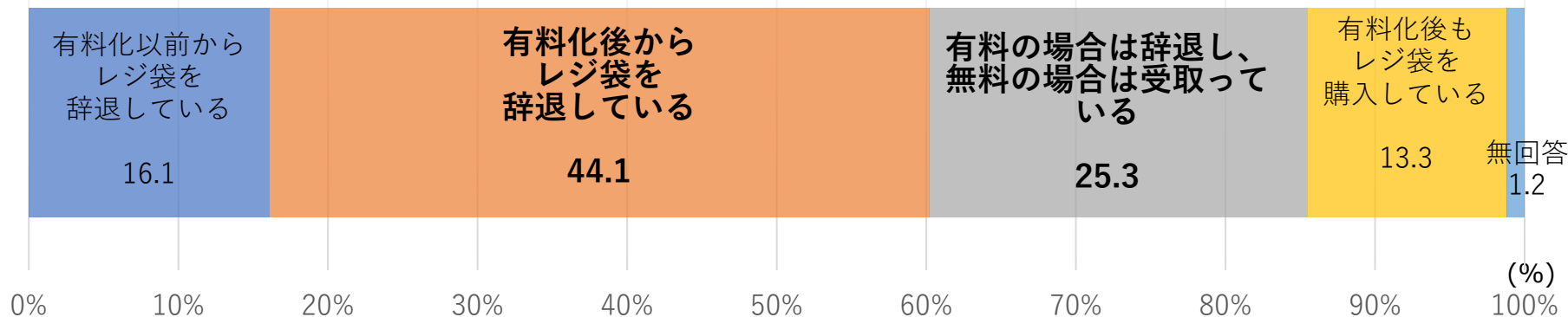
■ プラスチックごみ問題についての国民の意識を把握するため、内閣府において世論調査を実施。

- ・期間：2022年9月1日～10月9日
- ・方法：郵送
- ・対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者 1,791人（標本数：3,000人、有効回収率：59.7%）

<レジ袋有料化やプラスチック資源循環法施行による関心や行動の変化>

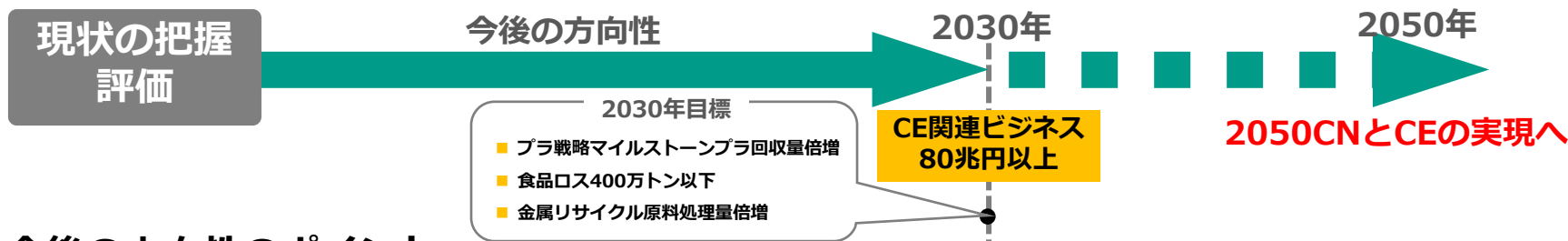


<レジ袋有料化後のレジ袋の辞退状況>



背景・経緯

循環基本法に基づき、平成30年に策定した第四次循環基本計画では、2年に1度のペースで施策の進捗点検を行うこととしている。加えて、令和3年策定の地球温暖化対策計画では、**カーボンニュートラル（CN）の実現に向けて、循環経済（サーキュラーエコノミー；CE）への移行を加速するための工程表**の検討を行うこととしていた。このため、令和3年12月より、中央環境審議会で計画の進捗点検を行い、点検結果を踏まえた**今後の方向性の部分**を、**令和4年9月に循環経済工程表として取りまとめた**。今後、**次期循環基本計画の策定に向けた検討を進める**。



今後の方向性のポイント

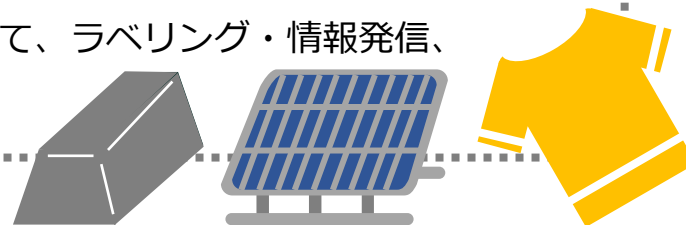
1. **プラスチック・金属資源**：

- ✓ プラスチック資源循環法に基づく3R+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）を推進
- ✓ 経済安全保障の観点から、レアメタル等の金属資源の国内外でのリサイクルを推進

2. **太陽光発電パネル**：リユース・リサイクルを促進するため、速やかに制度的対応を含めた検討。

3. **ファッション**：サステナブル・ファッションの実現に向けて、ラベリング・情報発信、新たなビジネスモデル、環境配慮設計等を推進。

循環経済工程表：<https://www.env.go.jp/content/000071596.pdf>



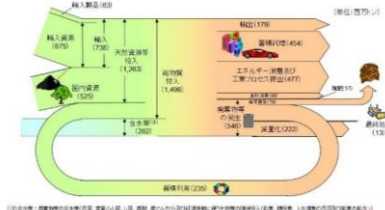
第四次循環基本計画の進捗状況の第2回点検結果（循環経済工程表）の概要



現状・評価

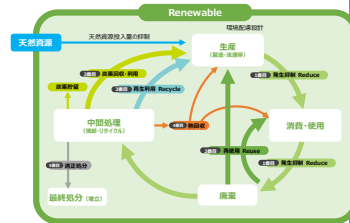
- 社会全体での取組により、資源生産性を向上させ、最終処分量を着実に減少させている一方で、循環利用の取組については今後さらなる取組が求められている。
- 我が国の温室効果ガス全排出量のうち資源循環が貢献できる余地がある部門の割合としては約36%と試算。

2019年度の我が国における物質フローの模式図



2050年の循環型社会に向けて

- 循環型社会形成推進基本法に基づく3Rと経済的側面・社会的側面を統合した取組
- 循環経済（価値の最大化、資源投入量・消費量抑制、廃棄物発生最小化）への移行：本業を含めた経済活動全体の転換、3R+Renewable（バイオマス化、再生材利用等）
- 循環経済アプローチの推進などにより資源循環を進めることにより、ライフサイクル全体における温室効果ガスの低減に貢献。
- 全体的な環境負荷削減（生物多様性、大気・水・土壌）
- 循環経済関連ビジネスを成長のエンジンに、GXへの投資
- 経済安全保障の抜本的強化。持続可能な社会に必要な物資の安定供給に貢献。
- 地域活性化等社会的課題解決、国際的循環経済体制、各主体の連携・意識変革・行動変容
- 必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供



循環経済実現時の資源の有効活用の取組

各分野における施策等の方向性

2030年

循環経済関連ビジネス80兆円以上

素材毎の方向性	デジタル技術を活用したトレーサビリティの担保・循環経済関連ビジネス基盤 物質・エネルギー両方の無駄な消費を削減、資源循環の観点による効果的な資源管理 プラスチック資源循環法に基づく3R+Renewable、市場ルールの形成 廃溶剤のアップサイクル等廃油のサイクル推進	バリューチェーン全体でのロスゼロ 再生材の活用・新規投入のバイオマス化、燃やさざるを得ない場合の熱回収徹底
プラスチック・廃油	廃棄物系バイオマスの活用、食品廃棄物ゼロエリアの創出、フードドライブ等 再生利用が困難なバイオマス廃棄物等を原料とした持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給に向けた取組	自然の中で再生されるペースを超えない利用
バイオマス	分別回収促進、A等の活用による高効率化、動植物資源等による国内資源循環の促進 アジアを中心とした国々で再資源化が困難な使用済み製品等からの金属の再資源化	ライフサイクル全体での最適化 アジア域での重要鉱物の資源循環
金属	脱炭素社会に向けたリサイクル技術の効率性向上、環境配慮設計、建築物長寿命化 資源循環の促進、資源循環の促進	付加価値の高い再生利用
土石系・建設材料	生産段階での環境配慮設計、再生可能資源利用の促進 使用段階でのロスリム、メンテナンス、サブスタンス等、新たなモデル 良質な社会ストックの形成・維持による発注抑制、有効活用による建築物の再使用	ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うフローに最適化 コンパクトで強靱なまちづくり
製品毎の方向性	建築関係の再資源化等のため、適切に選別された廃材の活用を促す 現在の排出実態の早急な把握	対象エリアから取り残された災害に脆弱な地域で、災害時廃棄物発生量低減・防災力向上の観点から施策検討
建築物	削減効果、電機設備、資源排出削減 自動車リサイクル分野における脱炭素戦略の検討	自動車ライフサイクル全体の脱炭素化 自動車リサイクルプロセスそのものの脱炭素化
自動車	小電 年14万トン回収 廃家庭用エアコンの回収推進によるHFC回収量増 太陽光発電設備のロス・リサイクルを促進する、適切に制御された活用	サービス化や付加価値の最大化を図る循環経済関連の新たなビジネスモデル リサイクル技術の高度化を含め3Rに関する技術開発・設備導入
小電・家電	温暖化対策等により新たに普及した製品や素材 ラベリング・情報発信、新たなビジネスモデル、環境配慮設計 衣類回収システムが活用されるほか、実証的関係者一丸となった体制整備	社会全体での適量発注・適量生産・適量購入・循環利用 サテライトオフィス実現
ファッション	循環経済関連ビジネス 事業者投資等への提示・対話・調整の強化、サプライチェーン全体の可視化 包括的技術開発・社会実装のための新たな取組	循環経済関連ビジネスの実証フィールド国家、ESG投資が呼び込まれる社会 地域・社会全体の循環経済関連の新たなモデル普及、レジリエンス、効率性向上
循環経済関連ビジネス	廃棄物処理システム構築の促進、官民連携の推進 廃棄物処理システム構築の促進	2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組
廃棄物処理システム	資源循環の観点から地域や産業・生活圏等での資源管理の促進 分散型の資源回収拠点ネットワークの構築・運用の促進	廃棄物を地域の資源として活用
地域の循環システム	適正処理 3R+Renewableに基づいて、製品安全、有害物質及び管理、不燃燃焼・不燃処理 産業最終処分場残余年数について、2019年度の水準（17年分）を維持（2025年度）	廃棄物を適正に処理するためのシステム・体制・技術の堅持
適正処理	国際的な循環経済促進 長期戦略計画策定支援、関係機関間の連携、人材育成、循環型インフラの海外展開 二国間協力、環境インフラの展開、GX/G20活用、アジア太平洋地域のパートナーシップの拡大	我が国循環型産業・資源循環の海外展開 循環経済関連ビジネスの成長
国際的な循環経済促進	循環経済パートナーシップ（J4CE）の活用 様々な教育の場の活用、人材育成、物質循環と温室効果ガス算定ツールの整備	適正な国際資源循環体制の構築 各主体の適切な役割分担、業種・分野を超えた多様な主体間連携
各主体による連携、人材育成		

- 循環経済工程表では、2050年を見据え、環境的側面や経済・社会的側面を含めた持続可能な社会を実現するため、循環経済アプローチを推進することによる循環型社会の方向性を示している。
- また新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢を含む現下の国際情勢等も踏まえながら、資源制約に対応し、我が国の経済安全保障の取組を抜本的に強化することにも資する考え方を提示している。
- 企業や自治体とも連携し、消費者や住民へのアプローチも含めた必要な施策を速やかに立案・実施していく。工程表で示した方向性を基礎とし、今後予定している廃棄物処理法に基づく基本方針や廃棄物・資源循環分野の脱炭素に向けた実行計画づくり、第五次循環型社会形成推進基本計画を見据えて、取組の内容やスケジュール等の更なる具体化を図っていく。

背景

- 循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）は、2000年に制定された循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するもの。
- 計画には、循環型社会の形成に関する、①施策の基本的な方針、②政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、を定めることとされている。
- 現行の第四次循環基本計画は、2018年6月に閣議決定。
- 循環基本計画は、概ね5年ごとに、中央環境審議会による基本計画策定のための具体的な指針に即して作成するとともに、環境基本計画を基本として策定することが必要。

今後の予定

- 中央環境審議会で先進事例等のヒアリングを実施し、具体的指針を策定した上で、審議を行う。
- 次期環境基本計画の閣議決定の見込み（2024年度初め頃）や同計画の検討状況を踏まえつつ、2024年6月頃の閣議決定を目指して作業を進める。

具体的なスケジュール （中央環境審議会における審議見通し）

2023年

- 4月 : 循環型社会部会において検討のキックオフ
- 6月～ : 先進事例等のヒアリング
- 9～10月 : 具体的指針取りまとめ

2024年

- 2月 : 第五次循環基本計画原案取りまとめ
- 3月 : パブリックコメント
- 6月 : 第五次循環基本計画の閣議決定（予定）

